（四分の一保険料の前納額）

**第五条**　（略）

２　被保険者が、第一条第十五号から第二十号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十に定める額とする。

（付加保険料の前納額）

**第六条**　（略）

２　被保険者が、第一条第一号から第五号まで、第八号から第十号までのいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を前納する場合（第八条第一項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十四に定める額とする。

（口座振替による定額保険料の前納額）

**第七条**　（略）

２　被保険者が、第一条第一号から第七号まで、第八号イ及び第十号のいずれかに掲げる期間の全ての保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十八に定める額とする。

３　（略）

（口座振替による付加保険料の前納額）

**第八条**　（略）

２　被保険者が、第一条第一号から第五号まで、第八号イ及び第十号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、当該各号に掲げる期間の始期及び終期に応じて、別表第二十三に定める額とする。

３　（略）

別表第一から別表第二十四までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔２年間の保険料を前納する場合〕

| 前納する月 | 令和8年4月 |
|---|---|
| 前納額 | 418,510円 |

別表第二（第二条第一項関係）〔１年間の保険料を前納する場合〕

| 前納する月 | 令和8年4月 |
|---|---|
| 前納額 | 211,220円 |

別表第三（第二条第一項関係）〔６月間の保険料を前納する場合〕

| 前納する月 | 令和8年4月から令和8年10月までの月 |
|---|---|
| 前納額 | 106,650円 |

（四分の一保険料の前納額）

**第五条**　（略）

２　被保険者が、第一条第十四号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十に定める額とする。

（付加保険料の前納額）

**第六条**　（略）

２　被保険者が、第一条第一号から第五号まで、第八号及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を前納する場合（第八条第一項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十四に定める額とする。

（口座振替による定額保険料の前納額）

**第七条**　（略）

２　被保険者が、第一条第一号から第七号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十八に定める額とする。

３　（略）

（口座振替による付加保険料の前納額）

**第八条**　（略）

２　被保険者が、第一条第一号から第五号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、当該各号に掲げる期間の始期及び終期に応じて、別表第二十三に定める額とする。

３　（略）